

北海道国有林におけるエゾシカ被害対策



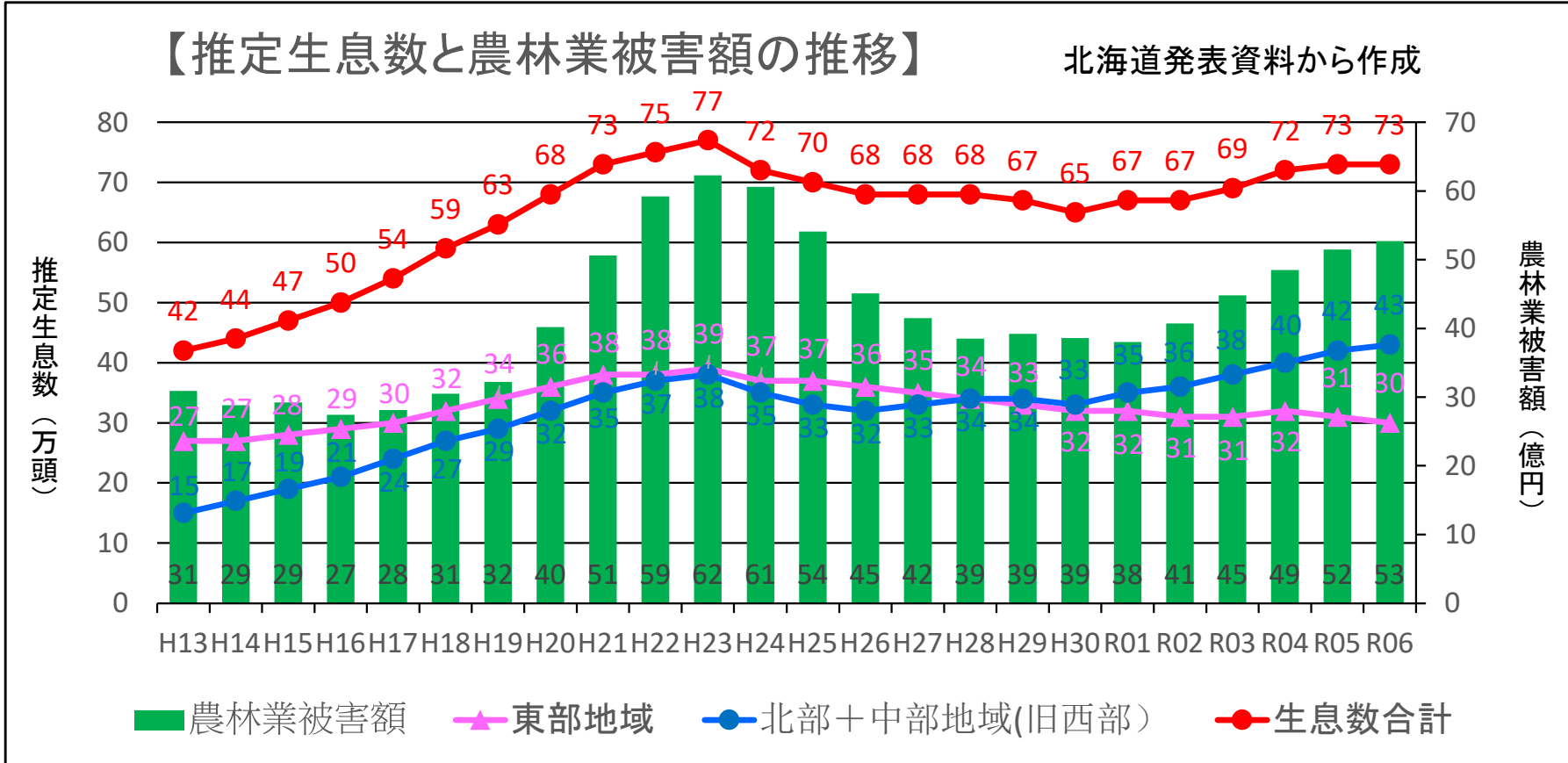
北海道森林管理局
計画保全部 保全課

令和8年4月作成

北海道におけるエゾシカの現状

エゾシカによる農林業被害額の推移

・令和6年度は令和5年度に比べ約1.3億増の52.7億円



- ・推定生息数は令和6年度末で、約73万頭（※南部地域を除く）
- ・令和6年度捕獲数（確定値）は約15.8万頭（※前年比約1千頭増）
 このうち、狩猟による捕獲 = 約 3.2万頭（※前年比約3千頭減）
 許可による捕獲 = 約12.6万頭（※前年比約4千頭増）

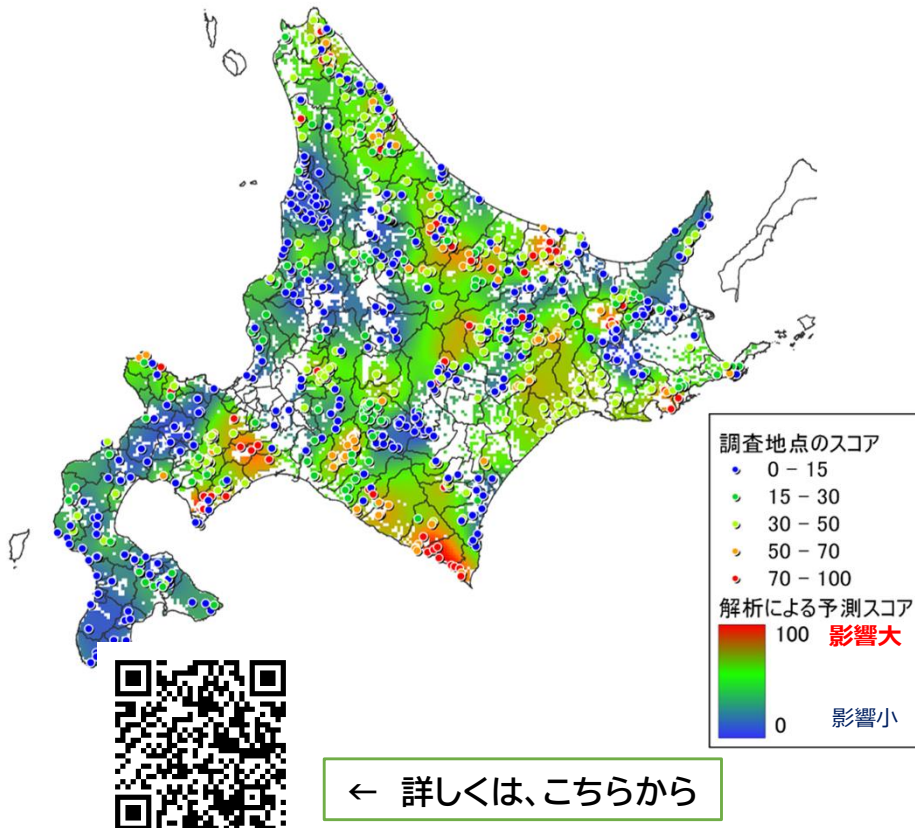
1 エゾシカ被害の把握

I 影響調査と森林（人工林）被害マップ

平成21年度より全道各地に調査プロットを順次設置(全348プロット)し、詳細影響調査(エゾシカが森林生態系に与える影響を科学的かつ詳細に把握する調査)を実施。

また、詳細影響調査を補完するため、森林管理署の森林官等がチェックシートを用いた簡易影響調査(冬期は痕跡調査)を実行中。

被害マップの作製や捕獲連携箇所を選定、研究者への情報提供に活用。

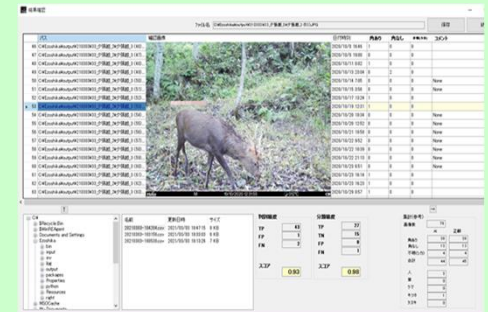


II 捕獲事業の構築(調査マニュアル、ICT技術の導入等)

○ エゾシカ捕獲地調査マニュアルを作成

エゾシカ簡易影響調査(チェックシート)等の蓄積されたデータをWebマップ化して公開しています。

また、自動撮影カメラによるエゾシカ撮影頻度による捕獲候補地選定の指針を示すとともに、AIによるエゾシカ画像判別ソフトを作成し捕獲候補地の選定等に活用しています。



AIによる画像判別ソフト

○ ICT技術の導入

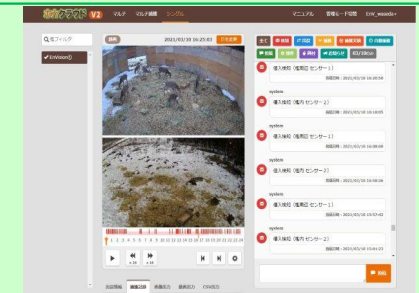
捕獲事業の実施に当たって、省力化及び迅速な対応が可能なICT(情報通信技術)を導入を図っている。

<例示>

くくりワナでのエゾシカ捕獲の際に、ワナ周辺にIoT自動撮影カメラを設置して捕獲状況の確認を行うことや、大型囲いワナではICT捕獲システムにより、遠隔にて頭数を確認後に捕獲といった、省力化と捕獲効率の向上を目指した取組みを実施中。



IoT自動撮影カメラ用クラウドサービス



ICT遠隔捕獲システム

2 エゾシカ捕獲対策

I 国有林による捕獲事業（管理型捕獲）の実施

・モバイルカリング（誘引狙撃）

林道除雪後、餌による誘引作業を定期的実施し、林道を閉鎖して車で移動しながら、車上若しくは道路上から発砲してエゾシカの間引き（捕獲）を行う。

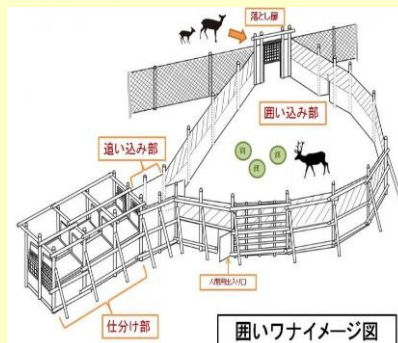


・大型囲いワナによる捕獲

鳥獣保護区や希少野生動物の繁殖地など銃猟による捕獲困難地で実施。

囲いワナの中に餌を置き、誘引をした個体を生体捕獲。→ジビエ利用

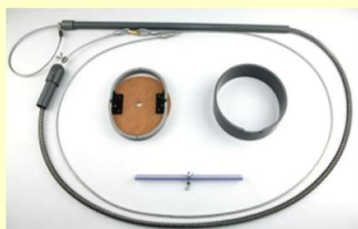
この外、中型囲いワナ、箱ワナ、くくりワナなど、現地の状況により様々な手法を組み合わせ、エゾシカの捕獲を実施中。



III 市町村等との連携強化

北海道が進めるエゾシカ一斉捕獲推進期間において、市町村が国有林内で有害鳥獣捕獲を行う際に、林道除雪等の協力や、国有林野事業との調整などフィールド提供の連携を強化。

また、銃猟が困難な地域においては、ワナによる捕獲実施の意向も多くあることから、くくりワナや囲いワナの資材貸出に取り組む。



II 捕獲連携事業の実施

市町村等による有害鳥獣捕獲にあたり、役割分担（林道除雪と餌による誘引は森林管理署等、捕獲と搬出は市町村が行う）の協定を締結することにより、エゾシカの捕獲を効果的な方法で実施中。

森林管理署



林道の除雪



給餌



市町村



誘引した鹿を効率的に捕獲



捕獲した鹿を運搬・処理

IV 銃猟禁止区域での捕獲協定

銃猟禁止区域（国有林野事業地）におけるエゾシカ捕獲を安全に実施するため、市町村、事業請負者、国有林の3者で協定を結び、土日・休日等を中心としたエゾシカ捕獲を実施。

3 狩猟安全対策

北海道、北海道猟友会、森林管理局で、狩猟安全対策と捕獲対策を連携して取組んでいます。

I 規制区域内容、設定・解除（更新）

- 安全確保の両立のため規制は、伐採・調査等の事業を実施している区域のほか、有害鳥獣捕獲、貸付地、レク等区域
- 全期間、一部期間禁止で規制を実施（事業終了時、速やかに解除実施）
- 今後は、規制区域や規制期間をきめ細かく設定

II 許可捕獲（有害鳥獣捕獲等）

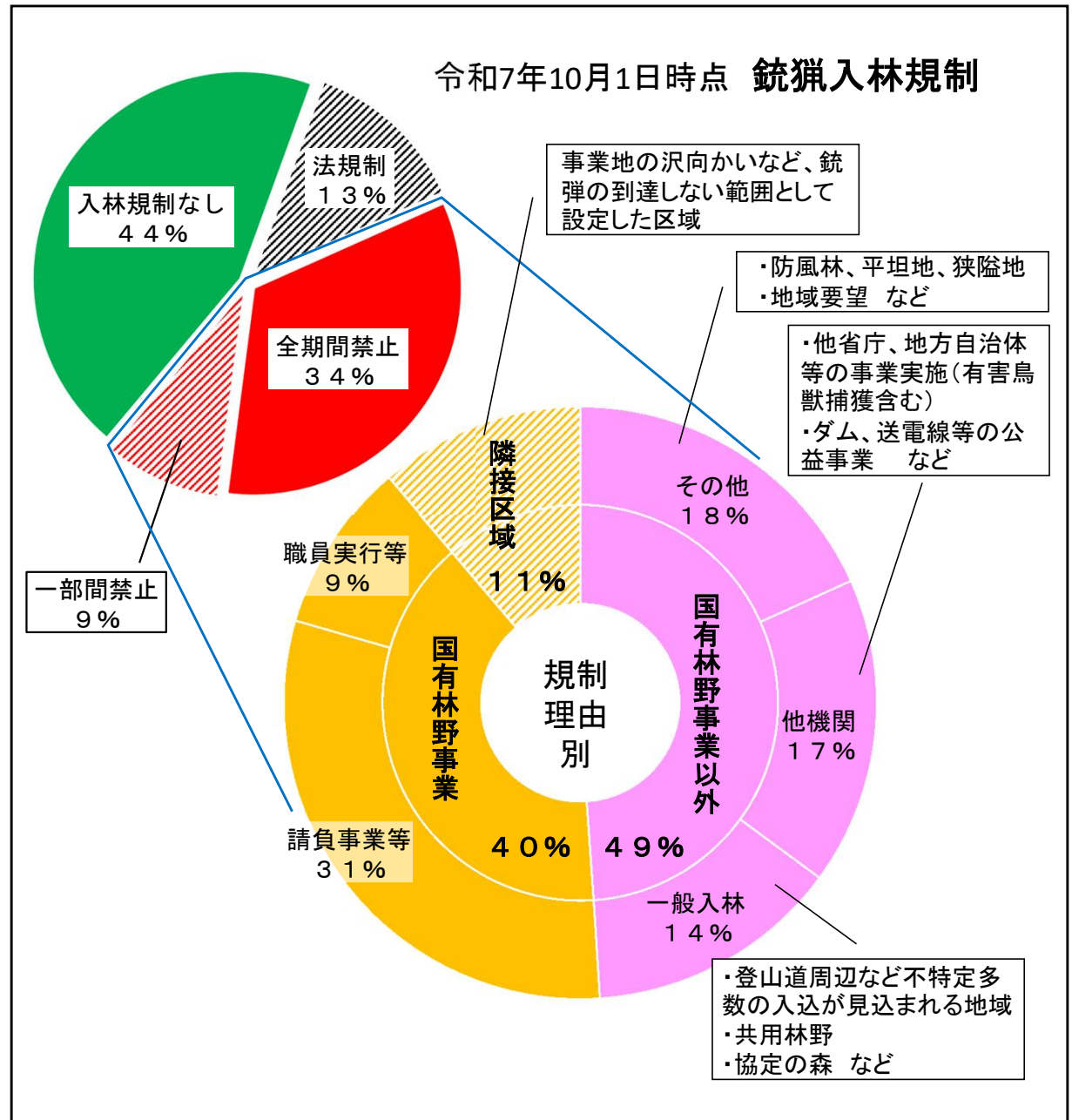
- 自治体等が実施する許可捕獲（有害鳥獣捕獲等）について、国有林野事業との調整など市町村と連携しフィールド提供を強化
- 国による捕獲のほか、署（支署）と自治体事業者（請負）との捕獲連携協定による捕獲実施への協力

III 狩猟パトロール等の強化

令和7年度狩猟に伴う不適正事案は、13件（不法投棄11件、侵入1件、作業地発砲1件）発生したことから、引き続き、関係機関と連携したパトロール等による狩猟マナー啓発を実施

IV 次年度以降の猟期に向けて

令和8年度狩猟に向けては、北海道や猟友会等の要望も伺いながら、安全との両立が図られるよう銃猟区域の調整を強化



4 狩猟者の利便性向上

I 入林手続きの簡素化に向けて

全道国有林への銃猟入林が可能となる「全道一括銃猟入林手続き」を実施。

届出期限を設けず、**オンラインなどによる**手続きも可能とするなど**利便性の向上**に努める一方、「確認書」の提出を必須とするとともに、入林証等の発行時に、安全狩猟の呼びかけを行っている。

年度	H30	R01	R02	R03
届出者数	3,894	3,421	4,251	4,425
年度	R04	R05	R06	R07
届出者数	4,510	4,698	4,952	5,104

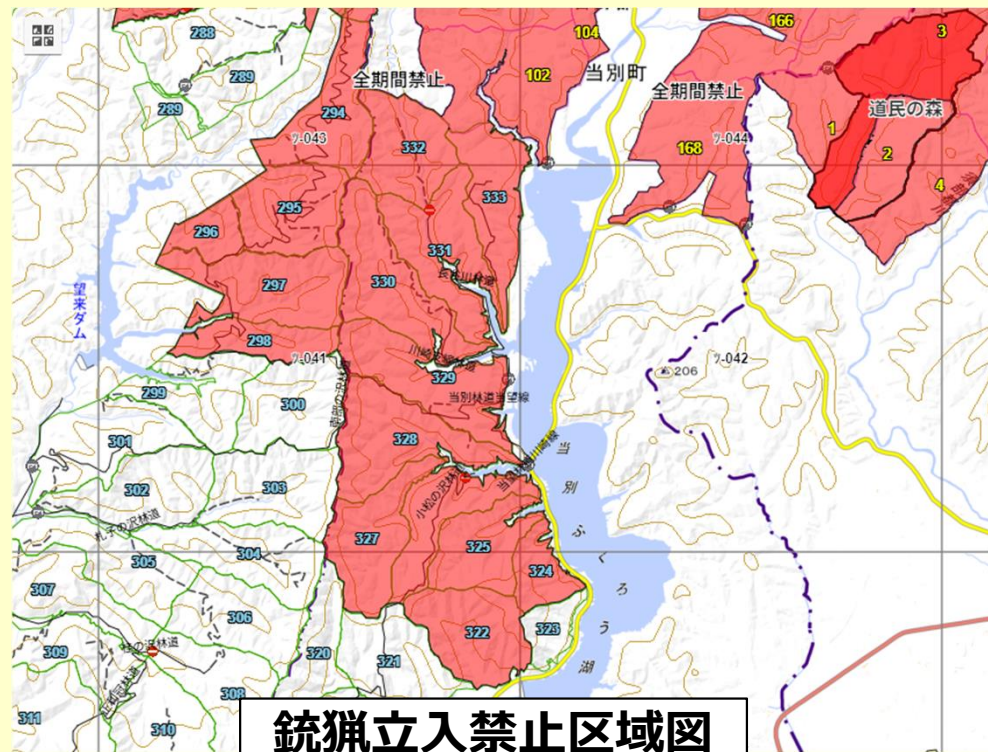
II 銃猟立入禁止区域図の公開

令和元年度から北海道内の**国有林**及び**道有林**の銃猟立入禁止区域図を刷新し、WEB版を導入したことにより、全道の状況を一目で確認できます。

また、ダウンロード版の図面を公開、これにより携帯電話通信圏外でも**現在地等を把握可能**。WEBマップは、パソコンのほか、スマートフォンでも閲覧が可能。

銃猟立入禁止区域図
(ダウンロード版のご案内)

導入方法は →



銃猟立入禁止区域図